法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年八月十一日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第四十七号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

当分の間、平成二十二年七月分以降の歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合（月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳費を受けるものとして計算する。）にその月分の歳費として受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博

内閣総理大臣　菅　直人

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年八月十一日

内閣総理大臣　菅　直人

法律第四十八号

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「五年間」を「七年間」に改める。

第二十条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　長妻　昭

内閣総理大臣　菅　直人

政令

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年八月十一日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十四号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年九月三十日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

別表二の項中「法第三条第三号タ」を「イスラエル、シリア又はレバノンに所在する空港の区域において、法第三条第三号タ」に改め、「係る業務」の下に「（以下「輸送等業務」という。）」を加え、「これらの業務」を「輸送等業務」に改め、同表に次のように加える。

三	フィリピン、ベトナム、タイ、マレーシア、インド、スリランカ、モルディブ、オマーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦又はエジプトに所在する空港の区域において、輸送等業務に附帯する業務として空路により輸送等業務に必要な物資の補給を行う場合（四の項本文に規定する場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	三千円
四	三の項に規定する区域において、輸送等業務に附帯する業務として空路により乗員が輸送等業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	千四百円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人

外務大臣臨時代理

国務大臣　仙谷　由人

防衛大臣　北澤　俊美

省令

○環境省令第十六号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第二十一条及び第二十四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月十一日

環境大臣　小沢　鋭仁